第1章 総則

第1条 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。) 第1条から第3条まで、第5条、第7条から第31条まで、第32条から第54条まで及 び第59条から第66条までの規定に基づく技術上の基準その他の保安基準の細目につい ては、この告示に定めるところによる。

(定義)

- **第2条** この告示における用語の定義は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。)第2条及び保安基準第1条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。
  - 一「指定自動車等」とは、法第75条第1項の規定により型式について指定を受けた 自動車、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」と いう。)第62条の3第1項の規定により認定を受けた自動車及び国土交通大臣が定め る自動車をいう。
  - 二 「型式認定原動機付自転車」とは、施行規則第 62 条の3第1項の規定により認定 を受けた原動機付自転車をいう。
  - 三 「三輪自動車」とは、3個の車輪を備える自動車であって、次号のいずれかに該当 するもの以外のものをいう。
  - 四 「側車付二輪自動車」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
    - イ 直進状態において、同一直線上にある2個の車輪及びその側方に配置された1個 (複輪を含む。)又は2個(二輪自動車の片側の側方に備えたものに限る。)の車 輪(以下「側車輪」という。)を備えた自動車
    - ロ またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取装置及び3個の車輪を備え、かつ、 運転者席の側方が開放された自動車
  - 五 「車両中心線」とは、直進姿勢にある自動車を平たんな面に置いたときの次に掲げ る直線とする。
    - イ 4輪以上の自動車にあっては、左右の前車輪及び後車輪のそれぞれのタイヤ接地 部中心点を結ぶ線分の中点を通る直線
    - ロ前1輪の三輪自動車にあっては、左右の後車輪のタイヤ接地部中心点を結ぶ線分の中点を通り同線分と直角な水平線(前2輪の三輪自動車もこれに準ずる。)
    - ハ 二輪自動車及び側車付二輪自動車(第4号ロに規定する側車付二輪自動車を除く。)にあっては、前後車輪(側車付二輪自動車の側車輪を除く。)のタイヤ接地 部中心点を通る直線
    - ニ 第4号ロに規定する側車付二輪自動車にあっては、前車輪のタイヤ接地部中心点 を通り、かつ、後車輪を含む鉛直面に垂直な直線
    - ホ カタピラ又はカタピラ及びそりを有する自動車にあっては、左右のカタピラ又は 左右のそりの中心線から等距離にある直線
  - 六 「損傷」とは、当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又 は腐食をいう。
  - 七 「検査時車両状態」とは、空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態(被牽引

自動車にあっては、空車状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引 自動車とを連結した状態。)をいう。この場合において、車軸自動昇降装置付き自動 車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の自動車に運転者1名が 乗車した状態(被牽引自動車にあっては、運転者1名が乗車した牽引自動車と上昇し ている車軸を強制的に下降させた状態の被牽引自動車とを連結した状態。)をいう。

- 八 「協定規則」とは、車両ならびに車両への取り付け又は車両における使用が可能な 装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則をいう。
- 九 「積車状態」とは、空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載 量の物品が積載された状態をいう。この場合において乗車定員1人の重量は 55kg と し、座席定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品 積載装置に均等に積載したものとする。
- 十 「可燃物」とは、次に掲げるものをいう。
  - イ 油紙類及び油布類。油紙類及び油布類とは、動植物油類がしみ込んでいる紙又は 布及びこれらの製品をいう。
  - ロ 副蚕糸。副蚕糸とは、さなぎ油がしみ込んでいるもののみをいう。
  - ハ 油かす
  - ニ 可燃性固体類。可燃性固体類とは、固体で、次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに 該当するもの(1気圧において、温度20℃を超え40℃以下の間において液状とな るもので、次の(2)、(3)又は(4)のいずれかに該当するものを含む。)をいう。
    - (1) 引火点が 40 ℃以上 100 ℃未満のもの
    - (2) 引火点が 70 ℃以上 100 ℃未満のもの
    - (3) 引火点が 100 ℃以上 200 ℃未満で、かつ、燃焼熱量が 8,000cal/g 以上である
      もの
    - (4) 引火点が 200 ℃以上で、かつ、燃焼熱量が 8,000cal/g 以上であるもので、融 点が 100 ℃未満のもの
  - ホ 可燃性液体類。可燃性液体類とは、危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令 第 306 号)別表第4備考第7号の可燃性液体類をいう。
  - へ 綿花類。綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸 原料をいう。
  - ト 木毛
  - チ わら類。わら類とは、乾燥わら、乾燥藺及びこれらの製品並びに干草をいう。
  - リ 合成樹脂類。合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。)をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。
  - ヌ マッチ
- +一 「爆発性液体」とは、消防法(昭和23年法律第186号)別表第4類及び第6類の 項の品名欄に掲げる物品で、それぞれの項の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。
- 十二 「型式指定自動車」とは、法第75条第1項の規定によりその型式について指定を

受けた自動車をいう。

+三 「放射性物質等」とは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 施行規則(昭和 35 年総理府令第 56 号)第 18 条の3第1項の放射性同位元素等並び に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号) 第2条第2項の核燃料物質及びそれによって汚染されたものをいう。